社外役員の独立性に関する基準

当社では、当社および子会社(以下「当社グループ」という)のガバナンスについて透明性および客観性を確保するため、法令および東京証券取引所の規定等を踏まえた社外役員の独立性基準を定めています。社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社からの独立性を満たさないものと判断いたします。

- 1. 当社グループの業務執行者、または就任の前 10 年間において業務執行者であったもの 「業務執行者」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役員、 エグゼクティブオフィサーおよび使用人を含み、監査役は含まない。
- 2. 当社グループの監査役(社外監査役を除く)、または就任の前 10 年間において監査役(社外監査役を除く)であった もの
- 3. 当社グループの主要取引先、またはその業務執行者 「主要取引先」とは、最近3年間のいずれかの事業年度における当社グループの主要な販売先等の取引先であって、その年 間取引額が、当社グループの当該事業年度における連結売上額の2%を超えるものをいう。
- 4. 当社グループを主要取引先とするもの、またはその業務執行者 「主要取引先」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において当社グループを主要な販売先等の取引先とするもの(例: 当社グループの仕入先)であって、その年間取引額が、同法人等の当該事業年度における連結売上額の2%を超えるものをいう。
- 5. 当社グループの主要な借入先、またはその業務執行者 「主要借入先」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が、当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超えるものをいう。
- 6. 当社グループから、最近3年間のいずれかの事業年度において、役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(利益を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するもの)
- 7. 当社の主要株主、または主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者 「主要株主」とは、当該事業年度末において、自己または他人の名義をもって、当社の株式を議決権ベースで 10%を超えて 保有する株主をいう。
- 8. 当社グループと社外役員の相互就任の関係にある法人の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
- 9. 当社グループから、最近3年間のいずれかの事業年度において、年間1,000万円を超える財産上の利益の寄付を受けているもの(寄付を受けているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
- 10. 上記 1 から 9 までに掲げるもの(重要な地位にあるものに限る)の配偶者および二親等以内の親族「重要な地位にあるもの」とは、取締役、執行役および執行役員およびこれらと同等の地位を持つものをいう。